



支給対象になるか  
確認じゃ！

### ★ 窓口申請の受付日時・会場

日 時	会 場
3月4日(土)・5日(日) 午前9時～正午	市役所本庁(鳩が丘1) 北村支所(北村赤川593) 栗沢支所(栗沢町東本町21) コミュニティプラザ(有明町南1) 幌向総合コミュニティセンター「ほっとかん」(幌向南1-1)
3月6日(月)～8月31日(木) 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日を除く)	市役所本庁(鳩が丘1) 北村支所(北村赤川593) 栗沢支所(栗沢町東本町21) 幌向サービスセンター(幌向南1-1) 朝日サービスセンター(朝日町176) 美流渡サービスセンター(栗沢町美流渡栄町93) 有明交流プラザサービスセンター(有明町南1)

### 支給対象者診断チェックシート

支給対象者ではありません

← はい

いいえ ↓

← はい

いいえ ↓

← はい

いいえ ↓

**支給対象者となる可能性があります**

★ **受取方法**

申請の受理から概ね1カ月半程度で、申請者の預金口座に振り込みます。口座をお持ちでないなど、やむを得ない事情がある場合は、現金で受け取ることが出来ます。この場合、5月以降の市が指定した期日に市役所本庁窓口での支給となります。※申請書の記載内容や添付書類に不備がある場合、申請を受け付けることができません。

問合先

申請方法は  
市福祉課臨時福祉給付金担当

制度は  
厚生労働省 相談窓口専用ダイヤル  
0570-037-192

受付時間 午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日を含む)

### 振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意

臨時福祉給付金に関して市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。市や厚生労働省などが、臨時福祉給付金の支給のために、手数料などの振り込みを求めるとは、絶対にありません。市や厚生労働省の職員をたずねるときは、郵便などが届いたときは、迷わず警察署(22局0110)や警察相談専用電話(9110)または市民連携室にご連絡ください。

# 確認じゃ！

# 臨時福祉給付金 (経済対策分)



カクニンジャ

★ **申請を忘れずに！**

平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得が低い方への臨時的な措置として、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。この給付金は、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付するものです。支給するには申請が必要となりますので、支給対象となる方は、申請書に必ず確認書類を添付のうえ、忘れずに期間内に申請してください。

### ★ 支給対象者・支給額・申請方法など

支給対象者	次のいずれの条件も満たしている方 ●平成28年1月1日(基準日)現在、岩見沢市の住民基本台帳に登録がある ●平成28年度の市民税が課税されていない ●平成28年度の市民税が課税されている方に扶養されていない ●基準日に生活保護を受けていない
支給額	1人につき15,000円
申請方法	給付金の支給対象となる可能性のある方には、2月下旬に申請書を送付します。申請書に必要事項を記入・押印し、確認書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で郵送または持参
忘れずに添付確認書類	本人確認書類(いずれかのコピーを添付) ●運転免許証(表・裏面) ●健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証 ●パスポート(顔写真のあるページ) ●写真付き住民基本台帳カード ●身体障害者手帳 ●在留カード 新たに給付金振込口座を指定または変更する場合は、通帳のコピーを添付 ●振込通帳の表紙裏ページ(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が印字されているページ)
受付期間	3月4日(土)～8月31日(木)(郵送の場合、8月31日(木)の消印有効)
その他	●受付後、申請書の審査を行い、後日、結果および支給予定日を通知します。課税などの状況により不支給になる場合があります ●受付期間内に申請しなかった場合は支給できません ●同一世帯以外の方が、本人に代わって申請する場合、本人との関係を示す書類が必要です